

意見公募手続を実施しなかった場合

1 規則等の題名

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）
道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第54号）
道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第17号）

3 規則等の制定日

令和5年6月27日（火曜日）

4 結果公示の日

令和5年6月27日（火曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

法改正に伴う必要な規定の整理であり、意見公募手続を必要としない軽微な変更
に該当するため

7 規則等の概要

- 高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
- 新旧対照表

8 参考資料

9 担当課・連絡先

- 高知県警察本部交通部交通企画課
TEL：088-826-0110（代表）

10 備考

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月27日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第11号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「自転車運転者講習（第23条の2）」を「特定小型原動機付自転車運転者講習等（第23条の2・第23条の3）」に改める。

第1条第1項第2号中「第38条第17項」を「第38条第18項」に改める。

第10条第3号中「原動機付自転車（以下）」を「一般原動機付自転車（以下この号において）」に改める。

第7章の章名を次のように改める。

第7章 特定小型原動機付自転車運転者講習等

第23条の2第1項中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に、「第38条の4の4」を「第38条の4の4第2項」に、「別記様式第26号」を「別記様式第27号」に改め、同条を第23条の3とし、第7章中同条の前に次の1条を加える。

（特定小型原動機付自転車運転者講習の受講申出等）

第23条の2 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習（次項において「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）を受けようとする者は、公安委員会から特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書（規則第38条の4の4第1項の命令書をいう。）の交付を受けた後に、別記様式第26号の特定小型原動機付自転車運転者講習受講申出書により公安委員会に申し出なければならない。

2 公安委員会は、前項の規定による申出をした者に対し特定小型原動機付自転車運転者講習を受けさせるときは、当該特定小型原動機付自転車運転者講習を行う日時及び場所を指定するものとする。

別記様式第15号の2中

「

原付車

」

を

「

原付

」

に改める。

別記様式第26号中「（第23条の2関係）」を「（第23条の3関係）」に、「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同様式を別記様式第27号とし、別記様式第25号の次に次の1様式を加える。

様式第26号（第23条の2関係）

指定講習実施日時	
指定講習実施場所	
申 出 年 月 日	
<p>特定小型原動機付自転車運転者講習受講申出書</p> <p>高知県公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 生年月日 年 月 日（ 歳）</p> <p>私は、次のとおり特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令を受けましたので、 道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習を受講します。</p>	
命令の理由	
注意事項	高知県収入証紙貼り付け欄
<p>1 右の高知県収入証紙貼り付け欄又は別紙に、必ず所定の額の高知県収入証紙を貼り付けてください。</p> <p>2 この申出書は、ペン又はボールペンで正確に記入してください。</p> <p>3 この申出書に、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を添えて提出してください。</p> <p>4 定められた時刻までには出席しないときは、特定小型原動機付自転車運転者講習を受けることができません。</p> <p>5 特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書に定められた期間内に必ず受講してください。</p> <p>6 受講のために必要な持参品は、次のとおりです。</p> <p>（1） 特定小型原動機付自転車運転者講習受講申出書</p> <p>（2） 特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書</p> <p>（3） 身分を証明するもの</p> <p>（4） 筆記用具</p>	

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

新旧対照表

新

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

目次

第1章～第6章 略

第7章 特定小型原動機付自転車運転者講習等（第23条の2・第23条の3）

第8章 略

付則

（公安委員会にする申請等）

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及びこの細則の規定による高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請及び届出は、高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は当該申請若しくは届出をする者の住所地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を除く。）を経由して行うことができる。

（1） 略

（2） 優良運転者（法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者をいう。）又は高齢者講習終了者（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を受講し、規則第38条第18項の規定により高齢者講習終了証明書の交付を受けた者をいう。）による法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請 高知、高知南、高知東及び土佐の各署長（高知東署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、土佐署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

2・3 略

（自動車以外の車両の^{けん}牽引制限）

第10条 法第60条の規定により、自動車以外の車両によってする^{けん}牽引の制限は、次に掲げるとおりとする。

（1）・（2） 略

（3） 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により自動車又は一般原動機付自転車（以下この号において「故障車」という。）を^{けん}牽引することがやむを得ない場合においては、前号の規定にかかわらず、次に定めるところ

旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

目次

第1章～第6章 略

第7章 自転車運転者講習（第23条の2）

第8章 略

付則

（公安委員会にする申請等）

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及びこの細則の規定による高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請及び届出は、高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は当該申請若しくは届出をする者の住所地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を除く。）を経由して行うことができる。

（1） 略

（2） 優良運転者（法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者をいう。）又は高齢者講習終了者（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を受講し、規則第38条第17項の規定により高齢者講習終了証明書の交付を受けた者をいう。）による法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請 高知、高知南、高知東及び土佐の各署長（高知東署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、土佐署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

2・3 略

（自動車以外の車両の^{けん}牽引制限）

第10条 法第60条の規定により、自動車以外の車両によってする^{けん}牽引の制限は、次に掲げるとおりとする。

（1）・（2） 略

（3） 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により自動車又は原動機付自転車（以下「故障車」という。）を^{けん}牽引することがやむを得ない場合においては、前号の規定にかかわらず、次に定めるところによりその故障車を

によりその故障車を牽引^{けん}することができる。

ア～エ 略

(4) 略

第7章 特定小型原動機付自転車運転者講習等

(特定小型原動機付自転車運転者講習の受講申出等)

第23条の2 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習（次項において「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）を受けようとする者は、公安委員会から特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書（規則第38条の4の4第1項の命令書をいう。）の交付を受けた後に、別記様式第26号の特定小型原動機付自転車運転者講習受講申出書により公安委員会に申し出なければならない。

2 公安委員会は、前項の規定による申出をした者に対し特定小型原動機付自転車運転者講習を受けさせるときは、当該特定小型原動機付自転車運転者講習を行う日時及び場所を指定するものとする。

(自転車運転者講習の受講申出等)

第23条の3 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習（次項において「自転車運転者講習」という。）を受けようとする者は、公安委員会から自転車運転者講習受講命令書（規則第38条の4の4第2項の命令書をいう。）の交付を受けた後に、別記様式第27号の自転車運転者講習受講申出書により公安委員会に申し出なければならない。

2 略

牽引^{けん}することができる。

ア～エ 略

(4) 略

第7章 自転車運転者講習

(自転車運転者講習の受講申出等)

第23条の2 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習（次項において「自転車運転者講習」という。）を受けようとする者は、公安委員会から自転車運転者講習受講命令書（規則第38条の4の4の命令書をいう。）の交付を受けた後に、別記様式第26号の自転車運転者講習受講申出書により公安委員会に申し出なければならない。

2 略

別記

様式第15号の2（第17条の4関係）

略	
原付	略
略	

様式第26号 別紙のとおり

別記

様式第15号の2（第17条の4関係）

略	
原付車	略
略	

様式第27号（第23条の3関係）

略
自転車運転者講習受講申出書
高知県公安委員会 様
住所 氏名 生年月日 年 月 日（ 歳）
私は、次のとおり自転車運転者講習の受講命令を受けましたので、 <u>道路交通法第108条の2第1項第16号</u> に掲げる講習を受講します。
略

様式第26号（第23条の2関係）

略
自転車運転者講習受講申出書
高知県公安委員会 様
住所 氏名 生年月日 年 月 日（ 歳）
私は、次のとおり自転車運転者講習の受講命令を受けましたので、 <u>道路交通法第108条の2第1項第15号</u> に掲げる講習を受講します。
略